

# 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト ～自立を目指す子どもたちの未来のために～

## 1 応援プロジェクトの目的

児童養護施設や里親委託など社会的養護のもとで育った子どもたちは、貧困や虐待などによる過酷な経験から、将来に夢を持ち、目標に向かって努力するといった前向きに生きる気持ちを失っていることが少なくありません。このことが次の世代に貧困や虐待を連鎖させる原因の一つと指摘する意見もあります。

兵庫県では、「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、社会的養護のもとで生活する子どもたちの自立や夢が実現できるよう応援プロジェクトを展開します。

## 2 応援プロジェクトの内容

### (1) 高校生のクラブ活動費等助成事業

児童養護施設等から高校に通学している場合、学用品費、教材費、クラブ活動費などを、措置費の特別育成費（23,330円／月）の中で、まかなわなければなりません。

クラブ活動の用具やユニフォームなどが高額なためにクラブ活動をあきらめることのないよう、クラブ活動に必要な用具の購入費用等を助成します。

（※応援プロジェクトでは、県の支援として以下の事業も実施しています。）



### (2) 就業支援事業

児童養護施設等を退所する児童の多くが就職しています。施設に入所している間に、自分自身の適性を把握し、社会人として必要な知識や技能を取得することが、より円滑な自立につながります。そのため、就職セミナーや企業インターンシップへの参加に必要な費用等を助成します。



### (3) 大学進学支援事業

大学や専門学校等への進学を希望する児童養護施設等の高校3年生を対象に入学時に必要な入学一時金等を助成します。

令和3年度は、クラブ活動費として、41名以上の子どもたちがクラブ活動費や遠征費用で活用させていただき、就業支援として、52名が就業体験学習や資格取得のための外部研修等に参加できました。

また、大学等進学一時金として26名に助成しました。

### 3 ふるさとひょうご寄附金（ふるさと納税）

「ふるさと納税」は、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う地域の自治体に対する寄附制度です。ご寄附いただいた場合、お住まいの自治体に納めている住民税などから一定限度までが控除されます。なお、寄附対象となる自治体には制限がなく、生まれ育ったふるさとでなくてもご寄附いただけます。

兵庫県ではふるさと納税のことを「ふるさとひょうご寄附金」と呼んでいます。

お寄せいただいた寄附金については、ご指定いただく応援メニューに活用させていただきます。

### 4 ふるさとひょうご寄附金のメリット

- (1)個人の方 ふるさと納税には、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち 2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されるメリットがあります。



【全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安】～総務省HPを参照ください～

- (2)企業の方 寄附を行った場合、全額、損金算入することが可能です。また、10万円以上の寄附をしていただいた企業は、県が発注する建設工事に係る入札時に「技術・社会貢献評価項目」として、6点の加算があります。

### 5 お問い合わせ先

詳しくは、兵庫県HP「ふるさとひょうご寄附金」と検索してください。

「ふるさとひょうご寄附金」寄附申出書を提出してください。寄附申出書は、郵送、FAXまたは、ホームページから電子申請により提出できます。

